

令和4年度第22号議案

令和4年度第6回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「「地方税に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について」

主管課：総務部納税課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 3

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「地方税に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の地方税に関する事務の全項目評価書（以下「地方税評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 26 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、地方税評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

総務部納税課



22 総納送 第 1682 号
令和 5 年 1 月 6 日

総 務 部 長 殿

総 務 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「地方税に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、江戸川区の地方税に関する事務の全項目評価書（以下「地方税評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 26 年 11 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、地方税評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」（※）を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

※ 「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

江戸川区税に係る還付金について、公金受取口座登録制度（※）を利用した受取を意思表示した者について、情報照会ネットワークシステムを経由して、デジタル庁から公金受取口座登録情報の提供を受けることとなった。

このことが、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させる、地方税評価書の特定個人情報ファイルの概要等の内容の変更となり、規則で定める「重要な変更」に該当するため。

※ 国民がマイナポータル（デジタル庁）等を通じて口座情報登録・連携システムに預貯金口座を登録する制度。特定個人情報保護評価書上は、当該制度に係る情報を口座登録・連携ファイル関係情報と記載している。緊急時の給付金のほか、年金、児童手当、税還付金等に利用できる。

4 変更箇所

【別添1】「地方税に関する事務 全項目評価書」の概要を参照

5 区民意見公募（パブリックコメント）の状況

規則第7条第1項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

(1) 公募の期間

令和4年11月15日から12月15日まで

(2) 意見の件数

2件

(3) 主な意見

情報漏えいリスク対策・迅速な業務推進への提言であった。

(4) 規則第7条第4項に基づき見直しした部分

修正なし

6 実施時期（予定）

令和4年11月 区民意見公募（パブリックコメント）実施

令和5年1月 審査会への諮問

地方税評価書を個人情報保護委員会へ提出

7 担当部課

総務部納税課

8 参考資料

【別添2】地方税に関する事務 全項目評価書

令和4年度第23号議案

令和4年度第6回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「「児童手当に関する事務」に係る特定
個人情報保護評価（全項目評価）の再実
施に伴う第三者点検について」

主管課：子ども家庭部児童家庭課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 4

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

「児童手当に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、児童手当に関する事務の全項目評価書（以下「児童手当評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 27 年 5 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、児童手当評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

子ども家庭部児童家庭課



22 子児送第 1020 号

令和 5 年 1 月 5 日

総 務 部 長 殿

子 ども 家 庭 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

「児童手当に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について

2 諮問理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 28 条において、地方公共団体の機関は、特定個人情報ファイルを保有するに当たっては、特定個人情報保護評価を実施し、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 7 条第 4 項の規定により、全項目評価書の第三者点検を受けることが義務付けられている。この規定に基づき、児童手当に関する事務の全項目評価書（以下「児童手当評価書」という。）については、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）において、平成 27 年 5 月に第三者点検を受け、既に当該事務を実施しているところであるが、児童手当評価書の内容に変更が生じることとなった。

番号法により、行政機関の長等は、保有する特定個人情報ファイルに規則で定める「重要な変更」（※）を加えるときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施することが義務付けられていることから、江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例第 3 条第 1 項第 5 号に基づき、全項目評価書の第三者点検を審査会に付すものである。

※ 「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として特定個人情報保護評価指針（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）で定めるものである。

3 再実施が必要な理由

(1) 国が管理しているマイナポータルを活用し、区民がインターネット経由で児童手当に

関するサービス検索・電子申請機能（※1）及びマイナポータルのお知らせ機能（※2）を利用可能になったことにより、現行の個人番号利用事務の事務フローに変更が生じること。

- (2) 公金受取口座登録制度（※3）による公金受取口座への児童手当給付が可能になったため、個人番号利用事務が新たに追加されること。
- (3) 子育て世帯への給付金等（※4）の支給に関する事務が特定公的給付に指定され、個人番号を利用した管理や地方税関係情報等の取扱いを実施することになったこと。
- (4) 上記給付金の迅速な支給に対応するため、児童手当業務に係るシステム運用保守の一部の再委託を許諾したこと。
- (5) これらのことが、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させる、評価書の特定個人情報ファイルの概要及び特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等の内容の変更となり、規則で定める「重要な変更」に該当するため。

なお、子育て世帯への給付金等の支給に伴う事務の変更については、緊急性が高く、国から規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となることが示されたため、評価の再実施前に当該事務を実施し、今回事後評価として再実施するものである。

また、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事務の対応に伴う児童手当業務の再委託についても、今回あわせて事後評価として再実施する。

※1 マイナポータルを通じて、各種手続きの検索や電子申請を行うことができる機能

※2 電子申請に対する通知等を、マイナポータルを通じて行うことができる機能

※3 国民がマイナポータル（デジタル庁）等を通じて口座情報登録・連携システムに預貯金口座を登録する制度。特定個人情報保護評価書上は、当該制度に係る情報を口座登録・連携ファイル関係情報と記載している。緊急時の給付金のほか、年金、児童手当、税還付金等に利用できる。

※4 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金、令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の4種類

4 変更箇所

【別添1】「児童手当に関する事務 全項目評価書」の概要を参照

5 区民意見公募（パブリックコメント）の状況について

規則第7条第1項に基づく区民意見公募の状況は次のとおりである。

(1) 公募の期間

令和4年11月15日から12月15日まで

- (2) 意見の件数
1件
- (3) 主な意見
肯定的な意見であった。
- (4) 規則第7条第4項に基づき見直しした部分
修正なし

6 実施時期（予定）

令和4年11月 区民意見公募（パブリックコメント）実施
令和5年1月 審査会への諮問
個人情報保護委員会へ評価書提出

7 担当部課

子ども家庭部児童家庭課

8 添付資料

【別添2】児童手当に関する事務 全項目評価書

令和4年度第24号議案

令和4年度第6回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「東京おこめクーポン事業（国産農産物
を活用した低所得世帯への生活支援事
業）に伴う個人情報の外部提供について」

主管課：福祉部福祉推進課

添付資料

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 諮問書 | p. 1 |
| (2) 諮問依頼書 | p. 2 ~ p. 3 |

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 斉 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
東京おこめクーポン事業（国産農産物を活用した低所得世帯への生活支援事業）に伴う個人情報の外部提供について
- 2 諮問理由
東京都（以下「都」という。）が東京おこめクーポン事業を実施するに当たり、江戸川区が保有する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給対象世帯情報を都へ提供することが江戸川区個人情報保護条例第 13 条第 2 項第 4 号に規定する保有個人情報の外部提供に該当するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
福祉部福祉推進課

写

22 福福送第 1472 号
令和 5 年 1 月 4 日

総 務 部 長 殿

福 祉 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 13 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

東京おこめクーポン事業（国産農産物を活用した低所得世帯への生活支援事業）に伴う個人情報の外部提供について

2 諮問理由

東京都（以下「都」という。）が東京おこめクーポン事業（ 1 ）を実施するに当たり、江戸川区（以下「区」という。）が保有する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」（ 2 ）の支給対象世帯情報を都へ提供することが江戸川区個人情報保護条例第 13 条第 2 項第 4 号に規定する保有個人情報の外部提供に該当するため

- 1 事業の概要は、別添のとおり
- 2 令和 4 年 10 月諮問答申済み

3 実施目的

物価高の影響を受けやすい低所得世帯に対する生活支援事業として、国産の米や野菜などの食料品と引き換え可能なクーポンを配付し、対象世帯からの申込みにより食料品を配送する東京おこめクーポン事業が都で実施されることとなった。

当該事業の対象者は、令和 4 年 10 月に国が実施した、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給対象世帯とされていることから、区が保有する支給対象世帯の情報を都へ提供することで、迅速かつ適切な事業の実施を可能とし、もって区民の福祉の向上を図ることを目的とする。

また、新型コロナウイルス感染症、経済状況の変動等により、低所得世帯等を対象とした同様の給付金等事業の発生が予想される。迅速かつ適切な給付金等の支給を実現するため、今後、低所得世帯等に対する給付金等事業における外部提供については、本諮問で扱う個人情報の項目の範囲内で、本諮問における安全管理基準を低下させずに実施する場合に限り、あらためて江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会の意見を聴く必要はないものとするを今回併せて諮問することとする。

4 実施時期（予定）

令和5年1月 審査会への諮問
 3月 審査会の答申を受け外部提供開始

5 担当部課

福祉部福祉推進課

6 外部提供に係る個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給対象世帯
情報の内容	世帯主氏名、世帯構成員氏名、住所、都が指定する国給付金の給付要件に合致することが確認できる情報（地方税情報等）
提供の方法	都から照会を受け、書面又は暗号化された電子媒体により手渡し又は郵送（セキュリティ便）で提供する。 個人情報を受け渡す際には、引渡書や受領書などの書面を取り交わし、日時、担当者、数量その他必要な事項を明確にして行う。また、運搬時の事故防止のため、施錠できる搬送容器を使用し、セキュリティ対策を徹底する。
保護対策	都には、提供した個人情報について、以下の内容を遵守させる。 また、都が委託する事業者にも適用される。 1 目的外利用の禁止 2 厳重な保管及び管理 3 適正な廃棄 4 職員に対する秘密保持に係る対策 5 紛失、漏えい等の事故発生時の区への報告
管理責任体制	保護管理責任者 福祉部福祉推進課長 保護管理事務取扱者 福祉部福祉推進課庶務係長

令和4年度第25号議案

令和4年度第6回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「江戸川区ひきこもり居場所事業（仮）
に係る業務の外部委託について」

主管課：福祉部生活援護第一課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 7

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
江戸川区ひきこもり居場所事業（仮）に係る業務の外部委託について
- 2 諮問理由
江戸川区ひきこもり居場所事業（仮）を実施するに当たり、当該業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
福祉部生活援護第一課



22 福生一送第 668 号
令和 5 年 1 月 4 日

総 務 部 長 殿

福 祉 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

江戸川区ひきこもり居場所事業（仮）に係る業務の外部委託について

2 諮問理由

江戸川区ひきこもり居場所事業（仮）を実施するに当たり、当該業務には、電子計算組織で個人情報を取り扱う処理が含まれており、当該業務を民間事業者へ委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 実施目的

江戸川区（以下「区」という。）は、令和 2 年 4 月から「ひきこもり施策担当係」を設置し、区としての施策の検討を行い、ひきこもり当事者及びその家族（以下「当事者等」という。）へ支援を実施してきた。令和 3 年度にひきこもりの支援対象者の把握及び個別支援につなげることを目的としたアンケート調査（※）を実施したところ、ひきこもり「あり」と回答した世帯は 7,604 世帯、ひきこもり当事者は 7,919 人にのぼり、不登校等を含め区が把握しているひきこもり当事者数は 9,096 人であった。また、「ひきこもり状態の方にとって、これから必要と思われることはありますか」との質問項目において「居場所」又は「就労」を求める回答が 47.8%にのぼった。

区では当事者等の声に対応すべく、令和 5 年 1 月から、当事者等が安心して過ごすことのできる居場所と就労体験可能な駄菓子屋を併設し、当事者等が参加することで、社会へのつながりと自立を促進し、福祉の増進を目指す「ひきこもり居場所事業（仮）」を行う。

当該事業の実施に当たっては、当事者等の十人十色にわたる悩みに応えていくため、居場所運営の実績のある民間事業者へ委託することとし、効果的かつ積極的な事業の実施を可能とし、もって更なる区民サービスの向上に資することを目的とする。

※ 令和 3 年 1 月 諮問答申済み

4 実施時期（予定）

令和4年12月 プロポーザルにて受託事業者選定開始
 令和5年1月 審査会へ諮問・答申
 令和5年1月下旬 委託契約締結
 令和5年1月下旬 委託業務開始予定

5 担当部課

福祉部生活援護第一課（以下「生活援護第一課」という。）

6 業務の内容

項 目	内 容
業務の内容及び処理方法	<p>受託事業者は、江戸川区ひきこもり居場所事業（仮）（※）に係る次の業務及び処理を行う。</p> <p>※ 事業の概要は、別紙「ひきこもり居場所事業（仮）の実施について」のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 居場所の企画運營業務 <ol style="list-style-type: none"> （1）当事者等が安心して通える居場所を運営する。 （2）ひきこもり当事者自身が企画運営に関わることができる参加メニューを実施する。 （3）利用希望者からメールフォーム、申請書（紙媒体）又は電話により、利用申込みを受け付ける。 （4）（3）で取得した情報を記載した居場所利用者名簿（電子データ）を作成する。 2 ひきこもり当事者が販売等を行う就労体験（以下「就労体験」という。）可能な駄菓子屋の企画運營業務 <ol style="list-style-type: none"> （1）居場所に駄菓子屋を併設し、駄菓子、飲料、おもちゃ等を販売する。 （2）区内に居住し、かつ区のひきこもり相談支援事業（※）を受けているひきこもり当事者へ就労体験を実施する。 ※ 令和3年5月及び令和4年9月 諮問答申済み （3）利用希望者からメールフォーム、申請書（紙媒体）又は電話により、参加申込みを受け付ける。 （4）（3）で取得した情報を記載した就労体験利用者名簿（電子データ）を作成する。 3 ひきこもり相談支援事業への連携 4 江戸川区地域家族会との連携 5 ひきこもりオンライン居場所（※）との連携 ※ 当事者等やひきこもりに関心のある方が、ひきこもりをキーワードに交流を行う場。参加方法は、オンライン（Zoom）又はリアル居場所（平井コミュニティ会館）から選択できる。 6 周知啓発活動の実施 <ol style="list-style-type: none"> （1）当事者等及び地域住民に対して、チラシ等を作成し、ひきこもり居場所及び就労体験可能な駄菓子屋の周知啓発を実施する。 （2）居場所及び就労体験の利用者に対して、電話、手紙、メール及びSMSにて参加メニュー等の周知を実施する。 7 地域のネットワークづくり、社会資源等への活用等

	<p>商店街の祭りやイベントに参加し、ひきこもり当事者と多世代にわたる地域住民との交流の機会を作る。また、地域での見守り体制構築や関係機関のネットワークづくりを行う。</p> <p>8 実施報告業務</p> <p>(1) 受託事業に関する記録や相談内容について受託事業者 PC 上で文書を作成する。区へ文書データを送付することで報告する際は、個人情報を含まない場合はデータにパスワードを付した上でメールで送付する。個人情報を含む場合は、ファイル転送サービス(※)を利用する。</p> <p>※ 外部機関と電子ファイルを授受できるサービス。令和4年5月に諮問答申済み。</p> <p>(2) 実施終了に伴い不要となった個人情報を含むデータは消去し、区へ消去報告を行う。</p>
運用体制	<p>管理責任者 福祉部生活援護第一課長（以下「生活援護第一課長」という。）</p> <p>運用担当者 福祉部生活援護第一課ひきこもり施策係長（以下「ひきこもり施策係長」という。）</p>
履行場所	区が指定した場所

7 個人情報の保護対策

項目	内容
対象者	<p>1 居場所 当事者等、その同伴者</p> <p>2 就労体験 区内に住所を有するひきこもり当事者であって、区が実施するひきこもり相談支援事業の提供を受けている者</p>
情報の内容	<p>1 居場所</p> <p>(1) 個人情報の項目 氏名、郵便番号、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、相談区分及び来所記録</p> <p>(2) 利用予定件数 年間 約 1,248 名/年</p> <p>2 就労体験</p> <p>(1) 個人情報の項目 氏名、郵便番号、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス及び支援状況等ケース記録</p> <p>(2) 利用予定件数 年間 約 624 名/年</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 生活援護第一課長</p> <p>保護管理事務取扱担当者 ひきこもり施策係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託契約における規定</p> <p>(1) 受託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。</p> <p>(2) 江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11. 業務委託と外部サービスの利用」に規定する契約</p>

	<p>項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。</p> <p>2 受託事業者の選定基準</p> <p>(1) 社員に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。</p> <p>(2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度における ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であることを原則とすること。取得していない場合には、プライバシーマーク又は ISMS 認証の取得に努めるものとする。</p> <p>(3) 3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 作業室、個人情報が含まれる媒体を保管する場所等へ入退室できる者を特定し、入退室記録を適正に管理すること。</p> <p>(2) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p> <p>(3) 当該事務処理を行う受託事業者 PC 及びスマートフォンは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID 及びパスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施すこと。</p> <p>また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。</p> <p>(4) 個人情報を含む紙媒体は専用キャビネット等に施錠の上保管すること。</p> <p>(5) 個人情報を含む紙媒体の搬送は、施錠可能なケースを用いて行うこと。</p> <p>(6) 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(7) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p> <p>(8) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(9) 契約期間が終了する際は、業務に支障がないことを区と確認後、個人情報を含む紙媒体、電子媒体及びパソコンのデータを消去の上、区へ消去報告を行うこと。</p> <p>(10) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中、契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p> <p>(11) 受託事業者 PC 及びスマートフォンは、ウイルス対策ソフトを導入し、システム及びデータの保護を図ること。</p> <p>(12) ネットワーク上で個人情報を伝送する場合は、暗号化を行うこと。</p> <p>(13) メール等の利用に際しては、誤送付防止のための対策を行うこと。</p> <p>(14) 個人情報の電算処理を行う受託事業者 PC は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定すること。</p>
<p>実施機関の対策</p>	<p>1 人的セキュリティ対策</p> <p>保護管理責任者は、職員及び受託事業者に対し、条例、規則及び情報セキュリティポリシー等を遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 個人情報を含む紙媒体・電子媒体の受渡しは、生活援護第一課において、区職員と受託事業者の業務従事者が直接行うものとし、日</p>

	<p>付、担当者名、情報の内容及び数量その他必要な事項を受渡簿に記録する。</p> <p>また、ファイル転送サービスの利用に当たっては、相手先メールアドレスの設定は複数名で確認し、送信時はファイル公開期限を0日・ダウンロード回数を1回に設定するとともに、パスワードを設定した上で、受信者のダウンロードが遺漏なく行われたか確認すること。</p> <p>(2) 受託事業者が行う作業手順について、受託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>(3) 事故等の発生時は、受託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p>
--	---

1 事業目的

ひきこもり当事者及びその家族（以下「当事者等」という。）が安心して過ごすことのできる居場所に集い、就労体験により社会へのつながりと自立を促進し、来所される多世代との交流から、まちの活性化及び当事者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 事業内容

当事者等が安心して通える居場所の企画運営業務
就労体験できる駄菓子屋の企画運営業務

3 対象者

(1) 当事者等が安心して通える居場所

当事者等

(2) 就労体験できる駄菓子屋

区内に住所を有するひきこもり当事者であって、区が実施するひきこもり相談支援事業の提供を受けている者

4 運営方法

専門的な知識と実績のある民間事業者へ業務委託
公募型プロポーザル方式により選定

5 事業の周知方法

チラシ、ひきこもり相談支援事業、江戸川区地域家族会エバーグリーン、ひきこもりオンライン居場所、講演会、その他区ホームページ等で周知

6 事業の効果

当事者等が居場所を通じて他者と交流し、社会へのつながりと自立を促進する。また、ひきこもり当事者が駄菓子屋で就労体験を行うことにより、対価を得る経験をすることで、就労の中に自分の居場所と仕事の楽しさを感じる事が期待される。

令和4年度第26号議案

令和4年度第6回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「出産・子育て応援交付金事業に係る業務の外部委託、個人情報の本人外収集及び外部提供について」

主管課：健康部健康サービス課

〈添付資料〉

(1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1

(2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 12

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 8 条第 2 項第 5 号、第 13 条第 2 項第 4 号及び第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

出産・子育て応援交付金事業に係る業務の外部委託、個人情報の本人外収集及び外部提供について

2 諮問理由

出産・子育て応援交付金事業に係る業務を委託するに当たり、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため。

また、出産・子育て応援交付金に係る支援と利用状況等を確認するため、他自治体へ個人情報を照会又は提供することが、条例第 8 条第 2 項第 5 号及び第 13 条第 2 項第 4 号に規定する本人外収集及び外部提供に該当するため。

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

健康部健康サービス課



22 健サ送第 841 号
令和 5 年 1 月 11 日

総 務 部 長 殿

健 康 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 8 条第 2 項第 5 号、第 13 条第 2 項第 4 号及び第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

出産・子育て応援交付金事業に係る業務の外部委託、個人情報の本人外収集及び外部提供について

2 諮問理由

出産・子育て応援交付金事業に係る業務を委託するに当たり、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため。

また、出産・子育て応援交付金に係る支援と利用状況等を確認するため、他自治体等へ個人情報を照会又は提供することが、条例第 8 条第 2 項第 5 号及び第 13 条第 2 項第 4 号に規定する本人外収集及び外部提供に該当するため。

3 実施目的

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。このため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体とする「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業」が国により実施されることとなり、江戸川区（以下「区」という。）では令和 5 年 1 月から実施する。

区において当該事業を実施するに当たり、転入者、転出者等の出産・子育て応援給付金に係る支援の利用状況等を確認するため、他自治体等へ個人情報を照会又は提供する必要がある。

また、新たに大量の作業が発生することから、ノウハウのある民間事業者へ外部委託することで、迅速かつ適切な支援の提供を可能とし、もって区民の福祉の向上を図ることを目的とする。

※ 事業の概要は別紙1「出産・子育て応援交付金の概要」のとおり

4 実施時期（予定）

令和5年1月 審査会への諮問
 審査会の答申を受け、委託契約締結
 委託業務開始

5 担当部課

健康部健康サービス課（以下「健康サービス課」という。）

6 外部委託に係る業務の内容

項 目	内 容
業務の内容	<p>委託事業者は、以下の業務及び処理を行う。</p> <p>1 出産・子育て応援交付金支給（遡及適用者分）</p> <p>(1) お知らせ等発送業務に関すること 区から受領した対象者データ（電子）を基にお知らせ、申請書、アンケート等を作成・印刷し、封入封かん及び郵送する。</p> <p>(2) 申請書等の受付に関すること WEBサイトの構築と運用を行う。 郵送申請による申請書、口座情報、アンケート情報を管理台帳（電子）にて記録、管理する。</p> <p>(3) 確認業務に関すること 申請書や口座情報を確認し、不備がある場合は正しい申請を促す。 また、必要に応じ区へ電話、電子データ（LGWAN-ASP サービス（※）を利用）又は紙により内容の確認と報告を行い、その状況を記録する。</p> <p>※ LGWAN-ASP は、LGWAN を介して地方公共団体向けに提供される各種行政事務サービスのことであり、平成30年11月に諮問答申済み。</p> <p>(4) 交付金対象者の管理に関すること 交付金支給対象者の振込先口座振替データの作成及びアンケートの集計作業を行い、LGWAN-ASP サービスを利用し区へ提出する。また、必要時は郵送や持参の報告も行う。</p> <p>(5) 決定通知の送付に関すること 交付金支給対象者へ支給決定通知を送付する。</p> <p>(6) コールセンター業務に関すること 制度説明、申請に係ることなどの問合せに対応する。</p> <p>(7) 業務の実施状況の報告に関すること 業務の実施状況について適宜、電子データ又は紙で作成した報告書を区へ提出し報告する。</p> <p>※ 業務の流れは別紙2「遡及適用者への支給方法の概要」のとおり</p> <p>2 妊娠8か月の妊婦へのフォロー事業</p> <p>(1) 発送業務に関すること 区から提供された妊娠7か月程度の妊婦である対象者に事業案内</p>

項 目	内 容
	<p>とアンケートを郵送する。</p> <p>(2) アンケート受付・面談に関すること 委託事業者のメールフォームにてアンケートと面談希望の有無を回収し、健康サービス課へ電話及び電子データ（ファイル転送サービス（※））を利用する）で報告する。その後、委託事業者で面談を実施する者の過去の相談記録を、区から電話及び電子データで受け取る。</p> <p>※ 外部機関と電子ファイルを授受できるサービス。令和4年5月に諮問答申済み。</p> <p>(3) 面談業務に関すること 区から提供された情報と、面談希望者の情報から、面談を行う支援者（以下「支援者」という。）を決定する。支援者は保健師又は助産師とする。</p> <p>支援者は面談を希望する者に対して、電話にて日程調整と面談方法を決定し、面談を行う。電話が繋がらない場合、ショートメッセージサービス又はメールにて応答を促す。（返信不可とし、個人情報記載しない。）面談後、面談記録を作成し、電話、ファイル転送サービス又は紙にて健康サービス課へ報告する</p> <p>(4) コールセンター業務に関すること 制度説明、申請に係ることなどの問合せに対応する。</p> <p>※ 業務の流れは別紙3「妊娠8か月の妊婦へのフォロー事業概要」とおり</p>
運用体制	<p>管理責任者 健康部健康サービス課長（以下「健康サービス課長」という。）</p> <p>運用担当者 健康部健康サービス課母子保健係長（以下「母子保健係長」という。）</p>
履行場所	区指定の場所又は委託事業者の事業所

7 外部委託に係る個人情報の保護対策

項 目	内 容				
対象者	<p>1 遡及適用者への支給 令和4年度に妊娠届を区へ提出した者及び令和4年度に出産した児を養育している家庭</p> <p>2 妊娠8か月の妊婦へのフォロー事業 妊娠8か月程度の妊婦とその家庭</p>				
情報の内容	<p>1 個人情報の項目 別紙4「個人情報の内容」とおり</p> <p>2 委託処理予定件数</p> <p>(1) 遡及適用者への支給</p> <table border="0"> <tr> <td>令和4年度に区で妊娠届を提出した者</td> <td>年間約 5,100 件</td> </tr> <tr> <td>令和4年度に出産した児を養育している家庭</td> <td>年間約 4,800 件</td> </tr> </table> <p>(2) 妊娠8か月の妊婦へのフォロー事業 年間約 5,100 件</p>	令和4年度に区で妊娠届を提出した者	年間約 5,100 件	令和4年度に出産した児を養育している家庭	年間約 4,800 件
令和4年度に区で妊娠届を提出した者	年間約 5,100 件				
令和4年度に出産した児を養育している家庭	年間約 4,800 件				
管理責任体制	<p>保護管理責任者 健康サービス課長</p> <p>保護管理事務取扱者 母子保健係長</p>				
外部委託に係る対策	<p>1 委託候補事業者</p> <p>(1) 委託事業者（遡及適用者への支給）</p>				

項 目	内 容
	<p>法人名 共同印刷株式会社 代表者 代表取締役社長 藤森 康彰 所在地 東京都文京区小石川四丁目 14 番 12 号</p> <p>※ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾及び情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度における ISMS 認定を取得している。</p> <p>(2) 委託事業者 (妊娠 8 か月の妊婦へのフォロー事業) 法人名 株式会社パソナライフケア 代表者 代表取締役社長 高橋 康之 所在地 東京都港区南青山三丁目 1 番 30 号 PASONA SQUARE</p> <p>※ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している。</p> <p>2 委託契約における規定</p> <p>(1) 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則 (以下「規則」という。)、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。</p> <p>(2) 江戸川区情報セキュリティポリシー第 3 章「江戸川区情報管理安全対策基準 11. 業務委託と外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。</p> <p>3 委託事業者の選定基準</p> <p>(1) 業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。</p> <p>(2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。</p> <p>(3) 4 に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>4 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。</p> <p>(2) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p> <p>(3) 作業室、電子媒体保管場所等へ入退室できる者を限定し、入退室記録を適正に管理すること。</p> <p>(4) 当該事務処理を行う際は、事業所内のセキュリティ対策が講じられた室内で行い、区の許可なく外部へのデータの持ち出しは行わないこと。</p> <p>(5) 個人情報を持ち出す際は、個人情報外部持出簿により管理すること。</p> <p>(6) 暗号化された電子媒体及び個人情報を含む紙媒体の搬送は、施錠可能なケースを用いて行うこと。</p> <p>(7) 訪問による面談の業務中は、個人情報を含む資料は、紛失・盗難防止のため物理的な対策を講じること。</p> <p>(8) 暗号化された電子媒体及び個人情報を含む紙媒体の区と委託事業者間の搬送は、施錠可能なケースを用いることとし、健康サービス</p>

項 目	内 容
	<p>課において区職員と委託事業者の業務従事者が直接受渡し及び返却を実施すること。</p> <p>また、ファイル転送サービスの利用に当たっては、相手先メールアドレスの設定は複数名で確認し、送信時はファイル公開期限を0日・ダウンロード回数を1回に設定するとともに、パスワードを設定した上で、受信者のダウンロードが遺漏なく行われたか確認すること。</p> <p>(9) 個人情報を含む電子媒体及び紙媒体は、施錠可能な専用キャビネット等に施錠の上、保管すること。</p> <p>(10) 鍵は委託事業者が指名する業務従事者が管理すること。</p> <p>(11) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施すこと。</p> <p>また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。</p> <p>(12) 当該事務処理を行う情報システムについては、不正なアクセスを防ぐためファイアウォールを設けること。</p> <p>(13) 受託事業者PCは、ウイルス対策ソフトを導入し、システム及びデータの保護を図ること。</p> <p>(14) 個人情報の電算処理を行うパソコンは、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定すること。</p> <p>(15) 事故、災害等のトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(16) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった又は必要になった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議し、必要な措置を講じること。</p> <p>(17) 個人情報の取扱いの管理状況を確認するため、区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(18) 業務終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告を行うこと。</p> <p>(19) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p> <p>(20) ネットワーク上で個人情報を伝送する場合は、暗号化を行うこと。</p>
実施機関の対策	<p>1 人的セキュリティ対策</p> <p>(1) 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び江戸川区情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>(2) 個人情報保護及び情報セキュリティの維持に関する研修を実施する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 個人情報を含む電子媒体及び紙媒体の受渡しは、健康サービス課において、区職員と委託事業者の業務従事者が直接行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別、数量その他必要な事項を受渡簿に記録する。作業終了後の返却時においては、受け渡された情報媒体種別及び数量その他必要な事項を確認の上、受渡し時同様に返却の記録をする。</p> <p>また、区職員による抜き取り検査及び数量確認を行う。</p> <p>さらに、ファイル転送サービスの利用に当たっては、相手先メー</p>

項 目	内 容
	<p>メールアドレスの設定は複数名で確認し、送信時はファイル公開期限を0日・ダウンロード回数を1回に設定するとともに、パスワードを設定した上で、受信者のダウンロードが遺漏なく行われたか確認すること。</p> <p>(2) あらかじめ委託事業者から名簿の提出を受け、従事者を把握する。</p> <p>(3) 委託業務に係る個人情報保護対策の確認のため、必要に応じて委託事業者書類の提出を求め、又は現地調査を実施する。</p> <p>(4) 委託事業者で行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>(5) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p>

8 本人外収集に係る個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	出産・子育て応援交付金の支給対象世帯
情報の内容	<p>1 他自治体 出産・子育て応援交付金の申請状況、アンケート内容、子育て状況、相談・支援計画、支援内容</p> <p>2 医療機関や相談支援関係機関 アンケート内容、子育て状況、相談・支援計画、支援内容</p>
収集の方法	電話、郵送又はファイル転送サービスによる。
保護対策	個人情報を記載した用紙やデータは、施錠管理されたキャビネットで保管し、不要になった場合には、裁断等の方法により、速やかに廃棄する。
管理責任体制	<p>保護管理責任者 健康サービス課長</p> <p>保護管理事務取扱者 母子保健係長</p>

9 外部提供に係る個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	出産・子育て応援交付金の支給対象世帯
提供先及び情報の内容	<p>1 他自治体 出産・子育て応援交付金の申請状況、アンケート内容、子育て状況、相談・支援計画、支援内容</p> <p>2 医療機関や相談支援関係機関 アンケート内容、子育て状況、相談・支援計画、支援内容</p>
提供の方法	電話、郵送又はファイル転送サービスによる。
保護対策	<p>提供先には、提供した個人情報について、以下の内容を遵守させる。</p> <p>1 目的外利用の禁止</p> <p>2 厳重な保管及び管理</p> <p>3 適正な廃棄</p> <p>4 職員に対する秘密保持に係る対策</p> <p>5 紛失、漏えい等の事故発生時の区への報告</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 健康サービス課長</p> <p>保護管理事務取扱者 母子保健係長</p>

新規

出産・子育て応援交付金

令和4年度第2次補正予算案：1,267億円

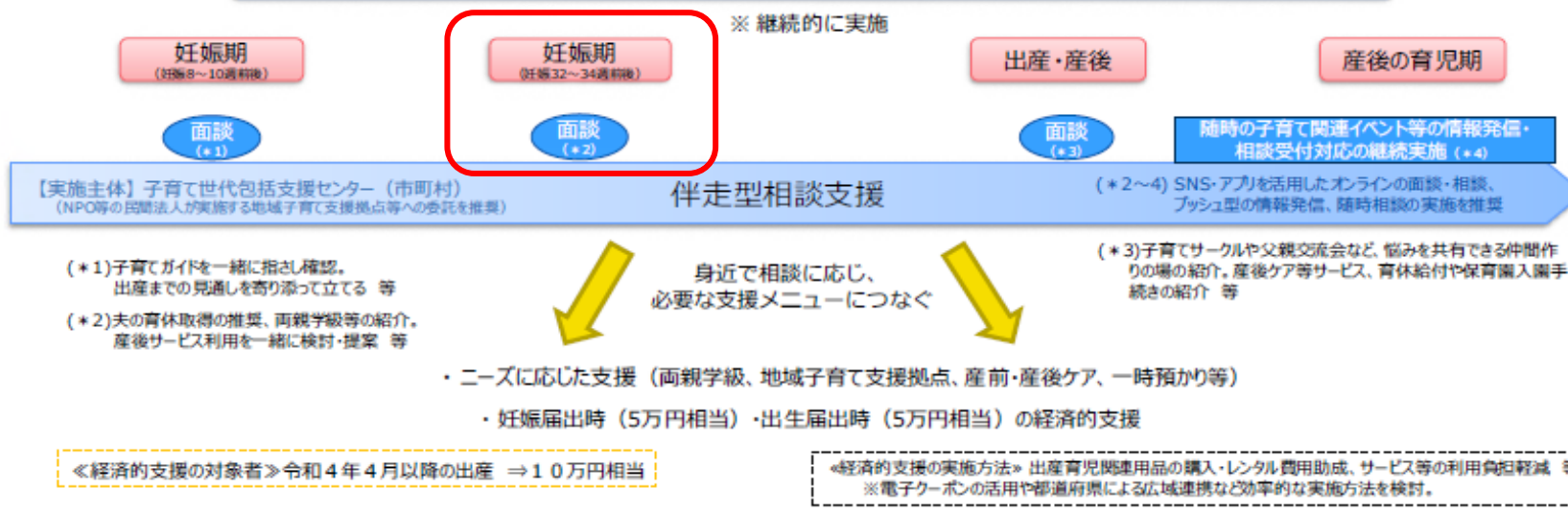
1. 事業の目的

- 核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくない。全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。
- こうした中で、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金を創設する。

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出産届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援のイメージ



3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10

「出産・子育て応援交付金」事業のポイント（全体像）

- 地方自治体におけるこれまでの取組を活かしながら、地域の实情に応じて本事業に取り組むことができるよう、地方自治体の**創意工夫**に基づく柔軟な仕組みとする。
- 「伴走型相談支援」と「**出産・子育て応援ギフト**」を組み合わせた形で、全ての妊婦・子育て家庭のニーズに即した効果的な支援となるよう**工夫**し、この支援を**早期に対象者に届ける**ことを目指す。

伴走型相談支援

○ 面談実施のタイミング

- ① 妊娠届出時
- ② **妊娠8か月前後**
- ③ 出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間

妊娠7か月頃に、妊娠8か月面談の案内文とアンケートを郵送（メール等含む）し、希望者のみ面談

○ 面談の実施機関・実施者

- 以下のいずれでも可
- ・ 子育て世代包括支援センター等の保健師・助産師等の専門職、又は一般事務職員、会計年度任用職員等
 - ・ 身近で気軽に相談できる地域子育て支援拠点、保育園等の保育士、利用者支援専門員、子育て支援員等

○ 面談の対象者

- 妊婦・産婦
- ※ 夫・パートナー・同居家族も一緒に面談することを推奨

○ 面談の内容・実施方法

- ・ アンケートの回答や子育てガイドと一緒に確認し、出産・育児等の見通しを立てる
- ※ アンケート・子育てガイドのひな形は国から提示
- ・ オンライン面談を含め、**対面を原則**とする

一体で実施

出産・子育て応援ギフト

○ 支給のタイミング・支給の条件

- 出産応援ギフト（5万円相当）**
：妊娠届出時の**面談実施後**
- 子育て応援ギフト（5万円相当）**
：出生届出～乳児家庭全戸訪問までの間の**面談実施後**

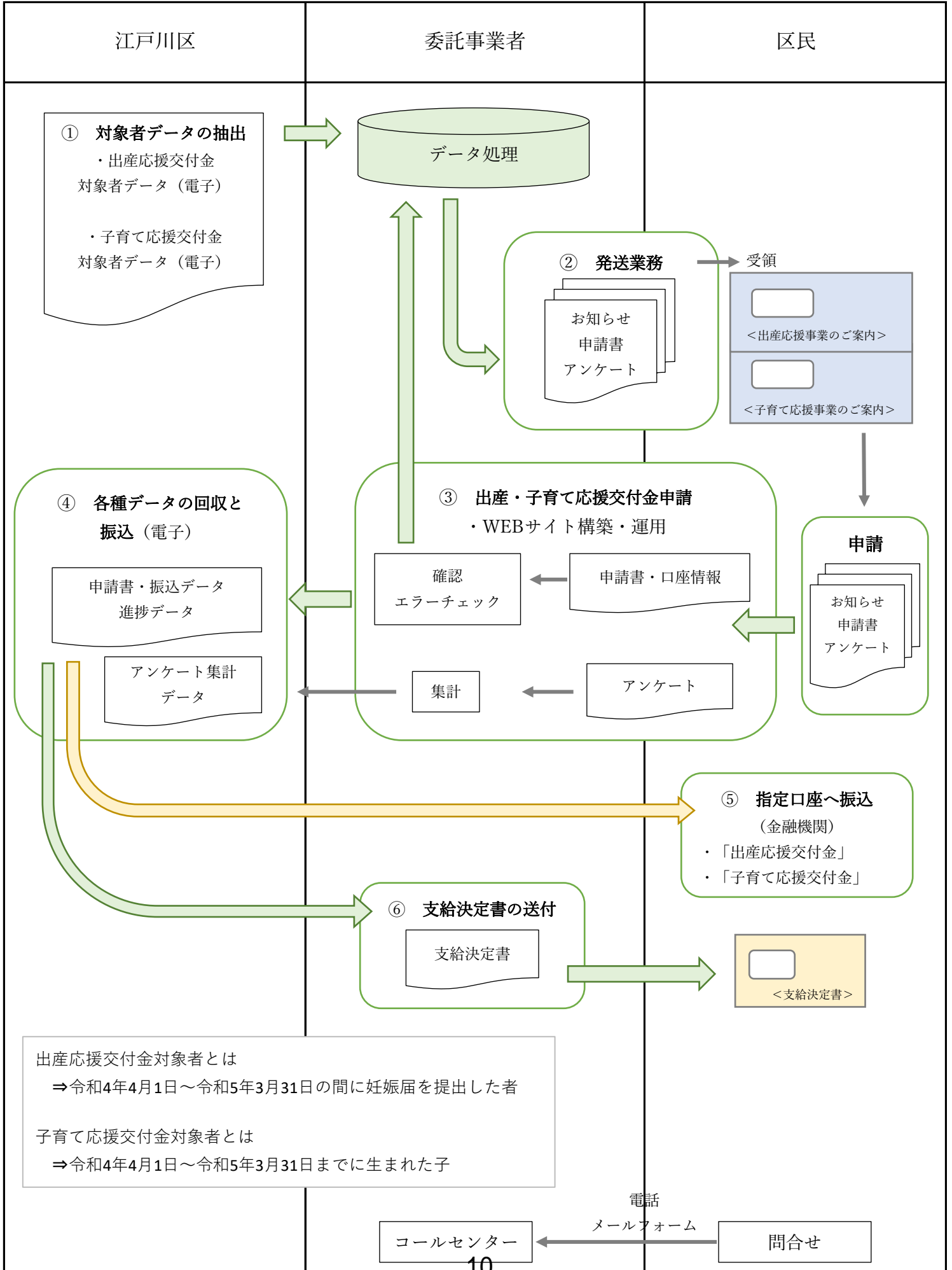
○ 支給形態（実施方法）

- 各自治体の判断により、以下のいずれの方法でも実施可能
- ・ 出産・育児関連商品の商品券（クーポン）
 - ・ 妊婦健診交通費やベビー用品等の費用助成
 - ・ 産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用料助成・利用料減免
- ※ 市町村の判断により、現金給付（キャッシュレス含む）もオプションとして排除されないが、国10/10負担のシステム構築等導入経費（P7参照）は早期の執行を要するため、現金を選択する市町村にあっては将来的にクーポン、広域連携など効率的な給付方法について検討いただきたい。

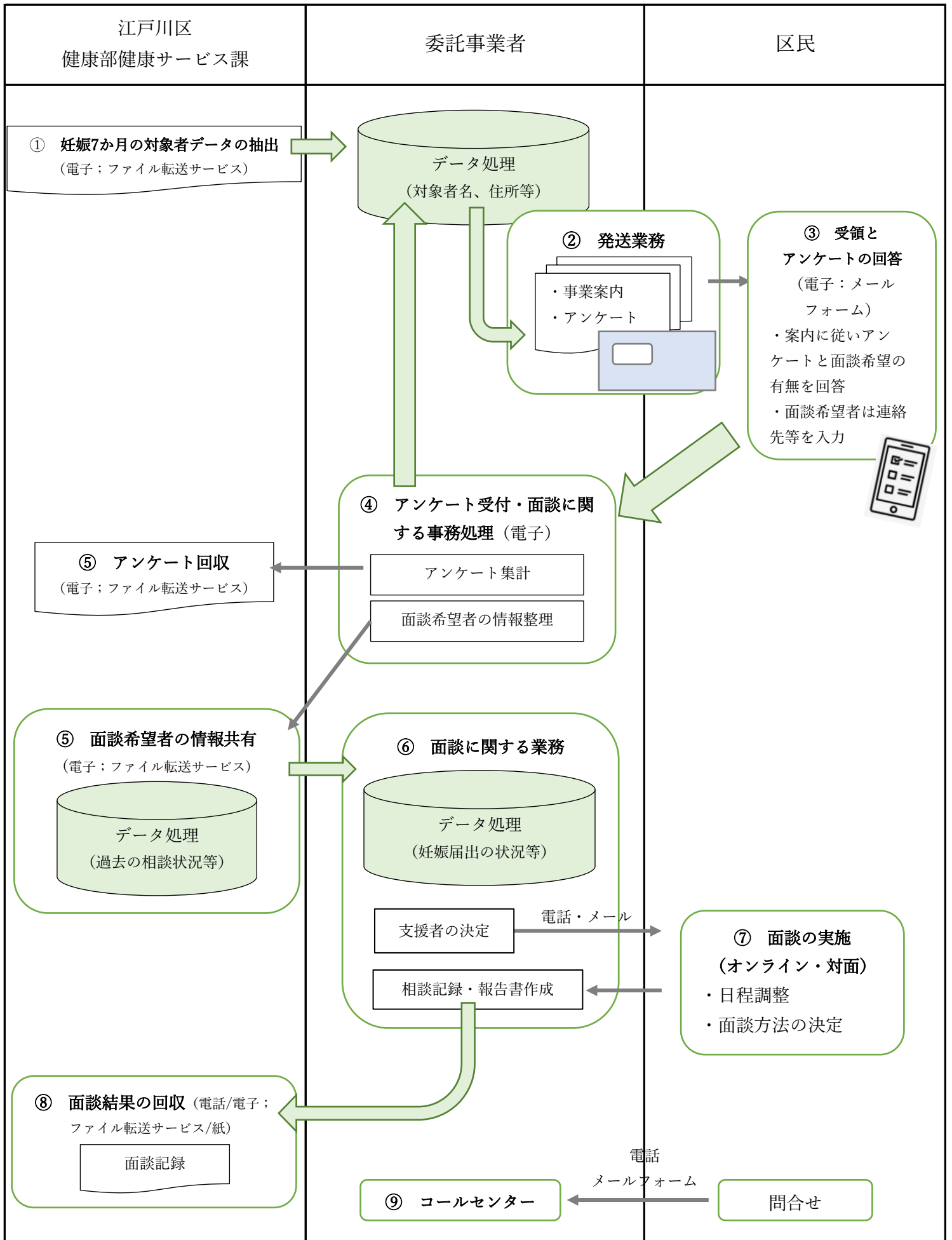
○ 遡及適用者への支給方法

- ・ 事業開始前に出産された方
→ 事業開始後に10万円相当を一括支給
- ・ 事業開始時点で妊娠期にある方
→ 事業開始後に妊娠期の5万円相当を支給し、出生届出後に5万円相当を支給することを推奨（妊娠期に応じ、出生届出後に一括支給でも可）

遡及適用者への支給方法の概要



妊娠8か月の妊婦へのフォロー事業概要 (別紙3)



個人情報の内容

1 遡及適用者への支給方法に関する項目

氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、整理番号、スクランブル番号、世帯番号、面接日、出産予定日、閲覧注意情報、妊娠届出日、妊娠届出日時点の住所地、出生時点の住所地、振込先の口座情報（口座名義人氏名・金融機関名・金融機関コード・支店名・支店コード・口座番号・預金種目、ゆうちょ銀行記号、ゆうちょ銀行番号）健康状態、育児状況

2 妊娠8か月の妊婦へのフォロー事業業務に関する項目

氏名、生年月日、妊娠届出日、出産予定日、整理番号、スクランブル番号、世帯番号、住所、電話番号、健康状態、相談情報、面談記録